

漢語「悉皆」の系譜

原 卓 志

目次

はじめに

一、上代における連文「悉皆」「皆悉」の出自

二、平安・鎌倉時代における「悉皆」

三、漢語「悉皆」の登場

むすび

はじめに

漢語「悉皆（シツカイ）」は、『文明本節用集』等の節用集や『日葡辞書』に記載されており、中世後半期頃より盛んに使用されるようになる漢語である。しかし、その読み方を捨象して、「悉皆」という漢字連続（以下これを、連文と呼ぶ）で見た場合、古く上代に遡ってその連文を指摘することができる。更に、「悉皆」とともに類義に用いられる「皆悉」という連文も、古くより多く用いられている。従って、漢語「悉皆」の系譜について考究するためには、上代に遡って連文「悉皆」との関連、また類義の連文「皆悉」との関連から検討を進める必要がある。

この連文「悉皆」「皆悉」については、鈴木恵氏の詳細な御研究があり、⁽¹⁾両連文の意味・用法、出自について検討され、和化漢文・和文・漢文訓読文・和漢混淆文における使用状況を通時的に検証することによって、その使用位相が明らかにされている。本稿で述べることは、大筋として氏の御研究に沿うものであり、新たに付け加えるような新知見を提出しようとするものではない。氏の御研究が和化漢文・和文・漢文訓読文・和漢混淆文という各文体における使用位相と、その交渉に視点を当てたものであるのに対して、ここでは「悉皆」そのものに焦点を絞って、連文「悉皆」から漢語「悉皆」に至る系譜を確認することを目的とした。以下、上代における連文「悉皆」「皆悉」の出自について、鈴木氏の所説を再吟味するとともに、平安・鎌倉時代に使用される連文「悉皆」の使用実態をあらためて検討し、中世後半期の漢語「悉皆」登場の背景について考えてみたい。

次に、本稿に関連する鈴木氏の説を御論文の記述の順にまとめて掲げる。

A. 「意味について」

「ミナコトゴトク」「コトゴトクミナ」の差異も微細であつて、(中略)その「全部」である様を、「ミナ」「コトゴト」単独よりも、一層強調する意味合いが強いことは指摘できると思われる。

B. 「正格漢文の影響と「悉皆」「皆悉」への集約」

正格漢文の訓点資料にあつては、「ミナ」「コトゴトク」の漢字表記に、様々なヴァリエーションが見られるにもかかわらず、大略「ミナコトゴトク」は「皆悉」、「コトゴトクミナ」は「悉皆」に集約されるという結果となつて表われることから、これらが、かなり熟合度の高い連文であることが窺われるのである。(中略)上代資料の使用状況とも一脈通ずるこの結果は、上代資料が、全体的には、猶正格漢文の影響下にあるということを示唆するものと思われる。

C. 「「皆悉」「悉皆」の出自」

「皆悉」「悉皆」は、共に漢籍資料に皆無であり、又諸引得を利用した調査に依つても、禮記・毛詩・周易・孝經・爾雅・周禮・儀禮・尚書・論語・孟子・春秋經伝・文選・史記・漢書・後漢書など、漢籍十五資料に全く見当らず、『佩文韻府』にも存しない。このことから、これらは、恐らく漢訳される際に生じ、元來仏書資料を中心に行われて来た、言わば仏書資料特有の連文であつて、我が上代資料に拾われる「皆悉」は、直接的には、これより出たものと推察される（以下略）。

D. 「皆悉」「悉皆」から「皆悉」への淘汰

「ミナコトゴトク」「コトゴトクミナ」は、(中略)後者が平安初期の日本靈異記を最後に全く拾われなくなるのに対して、前者は、宇多天皇御記の(用例略)を除けば、上代より始めて院政時代に至るも猶、連文「皆悉」唯一型にて用いられているのである。この現象は、院政・鎌倉時代の訓点資料に依然として「コトゴトクミナ」が見受けられることに徴して、明らかに、和化漢文に於ける類義の連文「皆悉」「悉皆」間の消長の問題であつて、換言すれば「悉皆」が淘汰されたことに他ならないのである。

E. (和漢混淆文における「コトゴトクミナ」)

主として仏教色の濃い資料に、(中略)僅かながらも拾われる「コトゴトクミナ」に関しては、(中略)和化漢文ではなく、多分に訓点資料からの影響を認めることができるのである。

F. 「悉皆」の系譜

中世後期頃から拾われ始める「悉皆(シツカイ)」も亦、訓点資料(或いは和漢混淆文)より出たもので、恐らく和化漢文との系譜は認め難いように思われる(以下略)。

一、上代における連文「悉皆」「皆悉」の出自

上代文獻に見られる連文「悉皆」「皆悉」として、次のようなものがある。⁽²⁾

《『寧樂遺文』の使用例》

○今我等天皇見聞所行願、當此正行願、天下之万姓悉皆應隨テ行ス、(元興寺伽藍縁起并流記資財帳・天平十九年)

○菩薩戒弟子皇帝沙彌勝滿、稽首十方三世諸佛法僧、去天平十三年歲次辛巳春二月十四日、朕發願稱、…今以天平勝寶五年正月十五日、莊嚴已畢、仍置塔中、伏願前日之志、悉皆成就、(聖武天皇詔書銅板)

○皇太子薨於斑鳩宮、于時生年卅九矣、是時諸王諸臣及天下百姓長老、悉皆如失愛子、(七代記)

○以前、今年秋節雨風頻起、所佃之田悉皆萎枯、收穫之稻、雖有數員、不愜其實、(越前国使等解・天平宝字元年)

○禪師調度、金銀畫佛肉舍利玉典微言香爐經臺水瓶錫杖石鉢繩床松室桂殿未傾未朽、衡山道場皆悉安置、今代道俗瞻仰歸敬、(七代記)

《『風土記』の使用例》

○大神、化道已畢、心存歸天、即時、隨身器仗(俗曰伊川乃)、甲戈楯劔、及所執玉珪、悉皆脱履、留置茲地、即乘白雲、還昇蒼天、(常陸国風土記・信太郡)

○天皇勅、追聚於此村、悉皆斬死、故曰臭江、(播磨国風土記・賀毛郡)

○昔者、此村有土蜘蛛、造堡隱之、不從皇命、日本武尊巡幸之日、皆悉誅之、因號小城郡、(肥前国風土記・小城郡)

《『日本書紀』の使用例》

○故以天兒屋命・太玉命、及諸部神等、悉皆相授、(神代下)

○詔曰、…粵以、始於今之御寓天皇、及臣連等、所有品部、宜悉皆罷、爲國家人、(大化二年八月十四日)

○詔曰、…如此舊俗、一皆悉斷、(大化二年三月二十二日)

鈴木氏は御論文中、前掲B・Cのように述べられ、上代文献に見られる連文「悉皆」「皆悉」は、正格漢文(中国古典)の影響を受けたものであることを明らかにされた。また、この連文が仏書資料特有の連文であり、直接的には仏書資料より出たものであろうとされた。確かに、古来国語に影響を与えたと思われる漢籍類に使用例が見られず、仏書に使用例が偏って見られるとすれば、その出自を仏書資料に求めるのは当然のように思われる。先掲例の『寧楽遺文』所収「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」「聖武天皇詔書銅板」「七代記」のように、記主や内容から仏教的な色彩が認められるものについては、連文「悉皆」「皆悉」の出自を仏書資料に求めることができそうである。しかし、「越前国使等解」や『風土記』『日本書紀』の例については、記主や内容の上から見た場合、積極的に仏教的な色彩が認められるとは言えないように思われる。従って、これらに使用された連文「悉皆」「皆悉」も一律に仏書資料を出自とすると論ずるにはいささか躊躇されるのである。

今、『大漢和辞典』を検すると、「悉皆(シツカイ)」の項目に唐李延寿の『北史』における用例が挙げられる⁽³⁾。これからすれば、少なくとも唐代貞観年間(七世紀前半)には、仏書以外でも「悉皆」が使われていたことが理解されるのである。そこで次に、唐代の孔穎達等、漢籍に注釈を施した人物に「悉皆」「皆悉」の使用例がなかったか、手許の『十三経注疏』を検索すると、以下のような例を見出すことができる⁽⁴⁾。

『周易注疏(孔穎達疏)』の使用例)

○正義曰、…君子使諸侯公卿之等悉皆行之、(卷一・11才)

○人道惡盈而好謙、…正義曰、…人道惡盈而好謙者、盈溢驕慢皆以惡之、謙退恭異悉皆好之、(卷二・32才)

○不寧方來、…正義曰、…不寧方來者、此是寧樂之時、若能與人親比、則不寧之方、皆悉歸來、(卷二・11才)

『尚書注疏(孔穎達疏)』の使用例)

- 岳曰、昇哉、試可乃已、…正義曰、…岳曰、帝若謂鯨爲不可、餘人悉皆已哉、言不及鯨也、(卷二・20ウ「堯典」)
- 率百官若帝之初、…正義曰、…言與舜受禪之初、其事悉皆同也、(卷四・12オ「大禹謨」)
- 正義曰、…上帝舉其尊者、謂諸神悉皆不事、故傳言百神以該之、(卷十一・5ウ「泰誓上」)
- 正義曰、…汝若能使彼天下之民被寬裕之政、則我天下之民、無間遠近者悉皆用來歸汝矣、(卷十五・21オ「洛誥」)
- 帝曰咨四岳、…正義曰、…以羲和世掌天地、自當父子相承、不必仲・叔之身皆悉在也、(卷二・22ウ「堯典」)
- 正義曰、…此云作服、推據衣服所以、經有宗彝、及孔云、旌旗亦以山龍華蟲爲飾者、但此雖以服爲主、上既云古人之象、則法象分在器物、皆悉明之、非止衣服而已、(卷五・8ウ「益稷」)
- 《『毛詩注疏(孔穎達疏)』の使用例》
- 正義曰、…水旱蟲災死喪疫病害加草木、殃及飛走羣衆生長之物、悉皆不得其所、是萬物失其性也、(卷十五之一・1ウ)
- (正義曰) 徧邦之内、悉皆喜悅而相慶曰、(卷十八之三・10オ)
- (正義曰) …私服公衣皆悉澣之由□常自潔清、以事君子故也、(卷一之二・4ウ)
- 《『禮記注疏(孔穎達疏)』の使用例》
- 正義曰、…欲使天下之人悉皆明達諧和、故云明和、(卷十二・3ウ)
- (正義曰) …物置醢中、悉皆濡熟、故云柔之、(卷二十八・4オ)
- 《『春秋左氏伝注疏(孔穎達疏)』の使用例》
- 正義曰、…其餘十三年、雖春有月悉皆無王、(卷六・1オ)
- 正義曰、…猶今赦書大辟罪以下悉皆原免也、(卷九・21ウ)
- 正義曰、…從夏及秋、五稼悉皆不収、(卷十四・26オ)
- 《『春秋公羊伝注疏(徐彦疏)』の使用例》

○解云、案諸舊本、此傳之下悉皆無注、(卷十四・14ウ)

『周易』『尚書』等、右掲の注釈を施された漢籍本文には「悉皆」「皆悉」の連文が見られないのにもかかわらず、唐代の注釈書には多く見られるのである。これら注釈書に用いられた「悉皆」「皆悉」が、日本上代文献に使用される連文として直接取り入れられたとは考えられないが、唐代においては、仏書以外の文献にもその使用例が多く見られることは、注意しなければならぬだろう。また、日本の大宝律・養老律に大きな影響を与えた、唐長孫無忌の『唐律疏議』には次のような例を見ることができ(5)。

『唐律疏議』の使用例

○餘皆勿論、疏議曰、除反逆殺人應死盜及傷人之外、悉皆不坐、故云餘皆勿論、(巻第四・名例)

○疏議曰、…但長官判從正法、餘者悉皆免罪、(巻第四・名例)

○疏議曰、…但是強姦者、婦女皆悉無罪、(巻第二十六・雜律上)

この他に、『韓昌黎文外集下巻』所収の『順宗実録』にも、次のような例が見られる(6)。次節に触れるが、日本で編纂された『続日本紀』以下の五国史にも連文「悉皆」「皆悉」が多く見られる。これら国史の編纂に際して、唐の実録類が参考にされたということは、多くの先学によって説かれている(7)。今は、直接に参考にされたと見られるこれらの実録類を見ることはできないが、『順宗実録』において「悉皆」の使用が認められることからすれば、『高祖実録』『太宗実録』等、日本における国史編纂に影響を持った実録類にもその使用が推測されるのである。

『順宗実録』の使用例

○詔曰、…比年旱歉、先聖憂人、特詔逋租悉皆蠲免、(巻第二)

今のところ、唐代以前の仏書以外の文献中に「悉皆」「皆悉」の使用例を確認し得てはいない。しかし、右に見てきたように、唐代初期、特に貞観年間頃に「悉皆」「皆悉」の連文が仏書以外の文献にも多数見られることからすれば、唐代

以前にも、文献にあらわれることは少なかったものの、口頭語の世界においては広く行われていたと想像することができ。〔悉皆〕〔皆悉〕が仏書資料に多く見出せるのは、仏典漢訳の際に、当時の口頭語的な性格を有するこの連文が翻訳語として採用されたためであって、〔堅固〕と同じような性格を有するものであると解釈されるのである。⁽⁸⁾

中国の仏書資料において、連文〔悉皆〕〔皆悉〕の使用例は多く、それ故に国語に対する影響力は大きかったであろう。また、次節に触れるが、平安時代以降の文献に使用される〔悉皆〕には中国仏書資料の影響が認められる。しかし、上代における連文〔悉皆〕〔皆悉〕の出自を考えるとき、中国の仏書資料からの単一出自とするよりも、更に広くとらえる方が穏当であると考ええる。上代の文字表現には大陸からの多くの渡来人が関与していたと考えられる。これら渡来人が有していた〔悉皆〕〔皆悉〕という表現が、『風土記』『日本書紀』等の表現としてあらわれたと考えるのも、あながち無理ではなく、むしろ自然ではないかと思われる。

二、平安・鎌倉時代における〔悉皆〕

鈴木氏が前掲Dのように述べられたごとく、平安時代に入ると〔悉皆〕の使用例が極端に少なくなり、〔皆悉〕の使用が圧倒的となってくる。氏は『風土記』『寧楽遺文』『日本霊異記』『宇多天皇御記』『平安遺文』等の和化漢文資料の調査を基に述べられたが、『日本書紀』以下の六国史におけるそれぞれの用例数〈表I〉⁽⁹⁾を見ても、その変化を指摘することができ。

『日本後紀』『統日本後紀』『日本文徳天皇実録』三書の用例数が少なく、明確ではないが、延暦十六(七九七)年完成の『統日本紀』までは〔悉皆〕〔皆悉〕(および「咸皆」「咸悉」)の用例数がほぼ同数であるが、延喜元(九〇一)年完成の『日本三代実録』になると〔皆悉〕の用例数が多くなり、他は少なくなっていることがわかる。更に、貞観十(八六八)年頃までに成立していたとされる『令集解』においては、〈表II〉のような数となっている。⁽¹⁰⁾

〈表Ⅰ〉

書名(完成年)	悉皆	咸皆	皆悉	皆咸	咸悉	皆盡
日本書紀(七二〇)	4	2	3	1	0	0
続日本紀(七九七)	13	11	15	2	15	1
日本後紀(八四〇)	1	0	3	1	0	0
続日本後紀(八六九)	0	1	5	0	1	0
文徳実録(八七九)	1	0	0	1	0	0
三代実録(九〇一)	1	2	27	0	0	0

〈表Ⅱ〉

令集解(八六八以前)	悉皆	悉咸	皆悉	皆咸
1	1	1	30	1

また、『平安遺文』所収の九世紀の古文書では、次のような使用例が見られる。

- 欲濟有情、廢一不可、悉皆勸勵、乃拯群迷、(平安遺文〈四三二一〉僧綱等上表文・延暦二十五年)
- 但最澄之意趣、可寫御書等、依目錄、皆悉寫取了、(平安遺文〈四三七六〉僧最澄書狀・弘仁四年)
- 三有六途、皆悉四恩、(平安遺文〈四三八七〉藤原葛野麻呂願文・弘仁四年)
- 彼願文乃至財帳等、弘仁九年逢火災、皆悉燒亡、(平安遺文〈一七五〉廣隆寺資財交替実録帳・仁和三年)
- 湯釜壹口受石、今校大破不用、皆悉研破、(同右)

九世紀初頭の延暦二十五(八〇六)年には「悉皆」の例が見られるが、その後弘仁四(八一三)年以降は「皆悉」の使用

例となつている。これらから考えると、「悉皆」「皆悉」両者の使用から、「皆悉」中心の使用になったのは、九世紀前半と見て良いと思われる。⁽¹¹⁾この変化がどのような理由によつて生じたのかという問題について筆者は、論ずる材料を持たない。今は、鈴木氏の説を支持しつつ、語構成上の問題・訓法の変化の問題を含めて更に考えてみたいと思う。

ところで、右のように九世紀前半に「悉皆」の使用が少なくなり、これ以降「皆悉」主用の時代となるのであるが、「悉皆」が平安・鎌倉時代に全く姿を消す訳ではない。僅かながらも、次掲のように古文書や公家日記にも見られるのである。ここでは、「皆悉」主用の時代に見られる「悉皆」について、その使用の背景を検討してみたい。⁽¹²⁾

《古文書の使用例》

- ① 其日申時菩薩右耳上化出白光、移時不散、僧俗三百來人悉皆瞻觀、(平安遺文⁽⁴⁾四五六七) 倉然入瑞像五臟記・寛和二年
 - ② 雖一粒半錢、敢不私用之、既悉皆廻向恩祈、(平安遺文⁽⁹⁾補二一六) 金剛峯寺奏狀案・保延二年
 - ③ 寄文次第證文等悉皆紛失、(平安遺文⁽³⁾三三五) 占部安光文書紛失狀案・永萬元年
 - ④ 報恩院者、先師僧正之舊跡、相傳年尚、本尊・聖教等相承事、書籍悉皆所令安置于此院家也、(鎌倉遺文⁽⁸⁾八六九二) 憲深附法狀・弘長元年
 - ⑤ 云引載之文章、云副進之具書、悉皆不調也、(鎌倉遺文⁽²⁾九三三九) 外宮神主注進狀・永仁五年
- 《公家日記の使用例》
- ⑥ 源納言傳奉皇后宮御給請文、傳關白奏覽、悉皆書入畢、(小右記・治安三年正月五日)
 - ⑦ 修造八幡^(石清水)□□宮事元命令申云、材木悉皆採具、以彼材木不可充他用、(小右記・長元元年十月十九日)
 - ⑧ 行事家司伊豫守季長朝臣、先立始坤柱也、立帳(自南壁、至東立之)引壁代、鋪設雜具、悉皆辨備、(玉葉・文治六年正月十一日別記)
 - ⑨ 行事家司長資先立始坤柱也、立帳、引壁代、鋪設雜具悉皆弁備、(玉葉・承元三年三月二十三日)

右には、平安時代から鎌倉時代十三世紀の間に見出された例を掲げた。これらの例を見ると、次の三種に分類することができそうである。先ず、①②④はいずれも僧侶の手になる文書での使用例である。次に、③⑤⑦は神社関係の文書・文脈で使用された例である。そして、⑥⑧⑨は宮中の儀式に関する文脈に使用された例である。

僧侶の手になる文書に使用されることは、前節に触れた、中国の仏書資料に「悉皆」「皆悉」が多く使用されるということに深く関係することと思われる。古文書・公家日記以外にも『大日本国法華經驗記』『続本朝往生伝』のような仏教色の濃い文献に「悉皆」の使用例が認められる。⁽¹³⁾

《大日本国法華經驗記》

○三際中間所修功德。不受己身廻施有識。悉皆得無上菩提。(卷上・第三「比叡山建立伝教大師」)

※〔本例は仁忠の「叡山大師伝」(八二五年頃)による。〕⁽¹⁴⁾

○從闍王序讀經已來。通利前後。悉皆憶持。徹誦一部。(卷上・第二十八「源尊法師」)

○飯食衣服家中所作。乃至田畠農業事。悉皆不知。(卷下・第二百二十一「奈良京女某氏」)

○從其已後遷五六日。有數百猿。悉皆負物來。置沙門前。(卷下・第二百二十六「越後国乙寺猿」)

《続本朝往生伝》

○左相府三十講。常爲證義者。諸宗章疏悉皆暗誦。(八「覺運」)

これらは、常に仏書に触れ、その内容とともに使用される言葉にまで習熟した人物の文章表現にあらわれたものであると考えられる。すなわち、これら「悉皆」使用の背景には、仏書資料が存在すると見られるのである。これは、鈴木氏が前掲Eのように述べられたことにも通ずる。ちなみに、次掲例や鈴木氏が指摘された和漢混淆文・訓点資料の例等からして、氏の説かれるように、この時代の「悉皆」は「コトゴトクミナ」と訓読されたものであろう。

○この自他所修の善根をもて、ことくくみな眞實深信の心の中に廻向して、(鎌倉遺文へ一四六二)源空法然房書状・元

久元年)

神社関係の文書・文脈にも「悉皆」の使用例が見られるが、類例が少なく、これが何を背景としたものなのかは判然としない。当時の神社が仏教の影響を受けていたからとも解釈されるが、一方で、神祇に関する有職や神道の研究によつて『日本書紀』等上代文献の影響を受けていたとも考えられるであろう。今後、更に検討する必要がある。

宮中の儀式に関係した文脈に使用された「悉皆」は、『小右記』では叙位の儀式、『玉葉』『玉葉』では入内の儀式について書かれた部分に見られる。これも類例が少なく、はっきりとしたことはわからないが、『玉葉』『玉葉』の文章がほぼ同じ文章であることには注意される。⁽¹⁵⁾ 宮中の儀式作法が、守られなければならないものとして厳格に継承されるのと同じように、その様子を描く文章・用語は、宮中の儀式作法を後世に伝達するために、形式化していたのかもしれない。宮中の儀式とは異なるが、文章・用語の形式化という面では、大赦の詔における「咸皆」の使用が目される。「咸皆」は鈴木氏の訓点資料による調査で明らかかなように、「悉皆」と同じく「コトゴトクミナ」と読まれるものようである。⁽¹⁶⁾ 既に、平安時代にはほとんど使用例が見られなくなるが、特別な文章にはなお平安・鎌倉時代を通して使用される。

○今日味爽以前、大辟以下罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、咸皆赦除、(小右記・長元元年七月二十五日)

○詔、…今日味爽以前、大辟以下罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、咸皆赦除、(玉葉・安元元年九月三日)

○詔、…今日味爽以前、大辟以下罪無輕重、已發覺、未發覺、已結正、未結正、繫囚見徒、私鑄錢、犯八虐、強竊二盜、常赦所不免者、咸皆赦除、(兵範記・嘉應元年六月二十三日)

○故詔書曰、可大赦天下、自安元二年六月十八日申時以前、大辟以下罪無輕重、已發覺、未發覺、已結正、未結正、繫囚見徒、私鑄錢、犯八虐、故殺謀殺、強竊二盜、常赦所不免者、咸皆赦除之、(吉記・安元二年六月十八日)

○詔、…今日味爽以前、大辟以下罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、咸皆赦除、(園太曆・貞和元年十月二十一日) いずれも大赦の詔中の使用例であり、前後の文章もほぼ同一である。このような形式化した文章の中では、当時一般に

〈表Ⅲ〉

咸 悉	皆 悉	悉 皆	咸 皆
養老四年八月一日 天平一七年四月二七日 天平一九年一月一日 天平二〇年三月八日 天平勝宝元年四月一日 天平勝宝五年四月一五日 天平宝字元年四月四日 天平宝字八年一二月二八日 天平神護二年四月二八日	天平五年五月二六日	天平宝字八年一〇月二一日 宝龜一〇年八月一九日 延曆元年七月二五日	宝龜四年一月七日 宝龜四年一二月二三日 宝龜一一年一月一九日 天応元年一月一日 天応元年七月五日 天応元年一二月二〇日 延曆九年閏三月一六日

※(宝龜四年正月七日の詔)

自寶龜四年正月七日昧爽已前、大辟已下罪無輕重、已發覺、未發覺、已結正、未結正、繫囚見徒、咸皆赦除、

はほとんど使用されない「咸皆」も使用されるのである。宮中の儀式に関する文脈で使用される「悉皆」も、これと似たような背景を有していたと考えて良いのではないかと思われる。

少し横道にそれるが、大赦の詔に「咸皆」が使用され始めるのは、宝龜四年正月七日の詔あたりからと思われるが、『続日本紀』に記載された大赦の詔を調査すると、前ページの〈表Ⅲ〉のようになり、「咸皆」以前には「咸悉」が使用されていたことがわかる。

以上のように、「皆悉」主用の平安・鎌倉時代にあっても、「悉皆」の使用が皆無となることはなく、僅かながらも使用されていたことがわかる。そして、この時代の「悉皆」使用にはその使用者や使用文章・文脈に特徴があり、それに特殊な背景を有し、限定的なものであったことが理解される。

三、漢語「悉皆」の登場

本節では、十四世紀以降に見られる「悉皆」の使用例を検討することによって、漢語「悉皆」登場の背景について考察してみたい。次に掲げるものは、古文書・公家日記（宸記を含む）等の古記録に見られる「悉皆」の使用例である。⁽¹⁷⁾

《古文書の使用例》

- ① 絲茲而佛悉皆成佛之理、(鎌倉遺文△二二三七△昭慶門院願文・嘉元三年)
- ② 吉鶴丸号帶悉皆之讓、及如此之對揚□、(鎌倉遺文△二六六一△深堀時清陳狀・文保二年)
- ③ 以上四貫六百卅九文／此外細々用途五貫文在之／悉皆九貫六百卅九文、(鎌倉遺文△二七三五△越前坪江下郷三國湊年貢夫役等注文・元応元年)

- ④ 觀心院并本尊・聖教・庄園等事、…阿闍梨御房御入室之上者、一瞬後悉皆附屬、更不可有子細候、(鎌倉遺文△二八一八二△某置文案・元亨二年)

⑤ 去乾元二年以歡喜寺并護摩堂及寺領等、悉皆令寄附于橘樹寺畢、(鎌倉遺文△三一〇一六)橘寺住持法空等讓狀・元徳二年)

⑥ 大官司職以下神領所職等、悉皆領掌、次第相續、(鎌倉遺文△三一六六九)肥前河上社雜掌家邦陳狀写・元徳四年)

⑦ 代々大官司、本新神領悉皆知行、一圓進止無論、(同右)

⑧ 右、云本領、云新恩、道寄領掌無相違地也、仍爲貞元嫡子、相副本證文、悉皆讓與之畢、(南北朝遺文九州編△五一三)安藝道寄讓狀写・建武三年)

⑨ 殿裏文殊身體瓔珞輪光蓮華悉皆向前動搖三遍、(南北朝遺文九州編△二七五〇)文殊講私記・貞和六年)

⑩ 祖父致重跡々所領、平五郎重繼仁所讓与悉皆也、(南北朝遺文九州編△三七八八)渋谷重勝讓狀・文和四年)

⑪ 但石丸名ハ、悉皆ゆつるあひた、本證文ことくくそへわたすところなり、(南北朝遺文九州編△五六〇三)田原正仙讓狀案・康暦二年)

⑫ 若彼年貢於令私用者、請人坊舍私領并自身田畠所帶等、悉皆爲公方御沙汰、(南北朝遺文中国四国編△一二四九)大法師定真起請文・康永二年)

⑬ 右、今年夏麥悉皆令損亡之条、國中一同之間、(南北朝遺文中国四国編△五六〇四)上原郷百姓等申狀案・明德五年)《公家日記(宸記を含む)等の使用例》

○ 地下輩禪啓以下悉皆參。終夜酒盛亂舞。(看聞御記・応永二十八年十二月二十日)

○ 宮仕宮人御供唐櫃。同禰宜以下悉皆相渡。(滿濟准后日記・応永二十六年四月二十九日)

○ 春季分悉皆房官中以敬信之儀沙汰之。(同右・応永三十年二月六日)

○ 曼荼羅供御布施皆料萬疋御下行以之悉皆沙汰了。(同右・正長元年八月二十三日)

○ 山上如意輪堂供花。自今日始行。件世諦最少分事也。夏衆各出條不便也。仍自當年加下知致其沙汰了。悉皆二百疋

云々。乏々。其外茶等少々遣之。(同右・永享二年七月七日)

○以前注進卅餘ヶ所在所悉皆土貢二千匹計歟云々。(同右・永享二年十月八日)

○入御以前若公衣服納御衣櫃。以立阿彌被送下了。於事驚目。悉皆將軍被仰付。(同右・永享三年十二月二十九日)

○先向龍安寺成喝食、次向京兆許云々、令對面、次向慶光院云々、彼寺事安富悉皆奉行云々、(後法興院記・永正元年四月十日)

月十日)

○宮藏人方兩條被兼行、兼日當日悉皆被奉行也、(康富記・文安元年正月二十九日)

○次故高大史員職之後室亭、行向之弔之、俊職〔童名梅松〕事悉皆奉憑之由有返答、(同右・宝徳二年六月四日)

○去月時分、爲関東御退治、自武家御旗被下関東也、上樞今河桃井等賜之、下向也、悉皆御旗八流也、其内錦御旗一

流也、(同右・康正元年閏四月十五日)

○當番依故障早參事相語爲季了、其後相轉親長、時服闕如歟、悉皆送之、(建内記・永享十一年六月十二日)

○資益舍弟廿二三歳、普勸寺了敬上人爲附弟悉皆可扶持之由請之、(同右・嘉吉元年八月三日)

○今日之儀、悉皆爲御所御沙汰之間、如此、(二水記・大永三年閏三月二十七日)

前節で述べたような、「悉皆」使用の特徴を右の古文書に求めると、記主・内容から仏教的色彩の濃い文書に使用された例として、①④⑤⑨⑫の五例が認められる。また、神社関係の文書に使用された例として、⑥⑦が挙げられる。しかし、その他の六例は前節で述べたような特徴を持つとは言えないようである。公家日記等においては、十五世紀に入つて「悉皆」の使用例が多くなる。『満濟准后日記』のような僧侶の日記に使用例が多いこと、また、僧や寺院に関連する場面での使用例を指摘できるが、仏教的色彩を認めることができな例も存在する。また、宮中の儀式に関するような形式的な文脈に使用されたものを指摘することはできない。これらのことは、十三世紀までの「悉皆」使用が特殊な背景の下での、限定的なものであったこととは異なり、十四世紀以降、「悉皆」の使用範囲が広がり始めたことを示してい

ると考えられる。

この時代の「悉皆」が「コトゴトクミナ」と訓読されたものなのか、「シツカイ」と音読されたものかという問題については、俄に判断しかねるところである。『文明本節用集』『黒本本節用集』等の節用集類には、音読の形で記載されることから、十五世紀後半には広く音読形が行われていたことがわかるが、その音読形がどこまで遡るのかという点については仮名書き例が少ないことから、その年代を特定することが困難である。管見の及んだ範囲での仮名書き例の古例は次のものである。⁽¹⁸⁾

○右かの田つほハ、やなきかせミナミタに、しつかいさいたうにうちわたす處実也、(南北朝遺文中国四国編々五四五七)
しやうてう田地充文・明德三年)

○たゞ一すじに佛道をねがふときは、草木國土しつかひじやうぶつとぞ見えける。(曾我物語卷第十一)
『曾我物語』の例は、仏書資料の文章をそのまま音読し、引用したものと考えられるため、同列に扱うことはできないが、古文書の例からすれば、およそ十四世紀末には音読例を指摘できそうである。また、先掲の用例⑥⑦では、「悉皆」が四字の対の中で使用されている。この場合「悉皆領掌、次第相續」「悉皆知行、一圓進止」という四字の対の中で、「悉皆」に対応する語が「次第(シダイ)」「一圓(イチエン)」と音読されたであろうこと(19)から推せば、「悉皆」も音読された可能性が高いと思われる。とすれば、十四世紀前半に音読形が行われていたと見ることも許されるであろう。

また、一般の文章表現の中からほとんど姿を消し、特殊な背景を有した文章や文脈の中で使用されるに止まっていた「悉皆(コトゴトクミナ)」が、この時代になって再びその使用範囲を広げるとするならば、平安初期に「悉皆(コトゴトクミナ)」が淘汰された理由、すなわち、語構成上の問題・訓法の変化の問題と関連した理由がこの時代に見られると思われるが、特にそのような問題を指摘することはできない。そもそも、「悉皆」が淘汰された理由を明確にし得ないまま、このようなことを述べるには慎重にならざるを得ないが、十四世紀に入って「悉皆」の使用範囲が広がり始めたことは、

漢語「悉皆」の系譜

1 5 0 0	1 4 5 0	1 4 0 0	1 3 5 0	1 3 0 0	1 2 5 0		1 2 0 0	1 1 5 0										
後法興院記 1	康富記 2	園太曆 2	園太曆 5	花園天皇宸記 15	勘仲記 14	妙槐記 1	平戸記 7	順徳院御記 2	後鳥羽院宸記 4	玉藥 27	明月記 42	三長記 36	吉記 20	山槐記 14	兵範記 9	永昌記 2	台記 6	殿曆 70
		古文書 1	古文書 15	古文書 38			岡屋関白記 1		(内「皆盡」1)	古文書 26	三長記 6		明月記 14	玉葉 205	古文書 37	(内「皆盡」1)	水左記 2	古文書 32
1	2	3	35	53			115						335				172	
後法興院記 1	康富記 1	満濟准后日記 13	康富記 2	古文書 5	古文書 11	古文書 4				玉藥 1	古文書 1			玉葉 1	古文書 1			
二水記 1		看聞御記 1	建内記 2															
2	1	18	5	11	4		2					2					1	

資料の制約から南北朝期以降の古文書調査が不十分であるが、この表によれば、「皆悉」の用例数が平安初期から次第に増加していき、院政期から鎌倉初期頃をピークとして、十三世紀後半以降減少に転ずることが見て取れる。また、この「皆悉」の減少に対して、「悉皆」は十四世紀から増加傾向にある。この「皆悉」の減少と「悉皆」の増加との間に密接な関連を見るのである。「悉皆」「皆悉」は「皆(ミナ)」「悉(コトゴトク)」単独の表現に対して強調の意味合いの強いものであったことは、鈴木氏が前掲Aの如く述べられている。その強調の意味合いを有する「皆悉」が、院政期から鎌倉初期にかけて多用されたことが、かえって「皆悉」の強調の意味合いを薄れさせたのではないだろうか。そのために鎌倉中期以降、「皆悉」の使用にブレーキがかかり、より強調の意味合いの強い語の登場が待たれるようになったと思われる。このような、「皆悉」の事情が、漢語「悉皆」の登場の背景に存したと考えられる。

更に、促音が音韻として定着していたこの時代に、「皆悉(カイシツ)」と音読するのに比して、「悉皆(シツカイ)」と音読する方が、音の印象として強くはたらいたことも背景の一つとして考えられる。またこのことは、仏書資料の音読とも深い関係があるように思われる。仏書の音読の実態と、音読された仏書中の語・句や文章が、当時の文章表現にどのように享受されていたのか、解明されるべき大きな問題を残してはいるが、『曾我物語』の例に見るように、音読された仏書中の語・句や文章が引用されることが広く行われるようになり、それが音読形「悉皆(シツカイ)」の行われる背景の一つにあったのではないかと推測されるのである。

むすび

本稿では、鈴木恵氏の御論に導かれて、漢語「悉皆」の系譜について検討を試みた。上代の連文「悉皆」「皆悉」の出自については、新たに私見を述べることができた。日本で使用される漢語・連文について、その出自を検討する際には、調査すべき中国古典の種類・範囲に相当の注意が必要であると思われる。十分な資料に対する、周到な調査ができた

は思えないが、今後も慎重に考察していきたいと思う。また、平安・鎌倉時代の「悉皆」の使用における特徴を考察したが、その中で見えた神社関係文書における使用と、宮中の儀式に関する形式的な文脈における使用については、更に類例を収集して、その内実を明らかにしていく必要がある。更に、漢語「悉皆」の登場の背景を考えた際にも、仏書の音読の実態と、音読された仏書中の語・句・文章の享受の問題等、残してきた課題は多い。

漢語「悉皆」を取り上げた本稿ではあるが、肝心の漢語「悉皆」についての意味・用法の検討には触れられずに終わったことが反省される。連文「悉皆」「皆悉」の意味の面での検討を含めて、今後の課題としたい。

最後に、鈴木氏の学恩に対し、心より感謝して本稿のむすびとする。

注

(1) 「和化漢文の連文「皆悉(ミナコトゴトク)」について」(新潟大学教育学部紀要第三十卷第一号 人文・社会科学編、昭和六十三年十月)。

(2) 鈴木氏注(1)文献に引用の用例と重複するものも敢えて掲げた。なお、『日本書紀』の例は鈴木氏の引用されないものである。引用の本文は、『寧楽遺文』(東京堂出版、昭和五十二年)、岩波日本古典文学大系『風土記』(昭和五十一年)、同『日本書紀上・下』(昭和五十三年)を用いた。

(3) 『北史』楊大眼傳「悉皆知識、令作露布。」の例を引用する。鈴木氏注(1)文献でもこの例について触れていられるが、氏は例外として処理された。

(4) 検索し、用例を引用した本文は『宋本十三經注疏』(中文出版社)による。

(5) 用例を引用した本文は『唐律疏議』(中文出版社、一九八二年)による。

(6) 用例を引用した本文は『韓昌黎文集校注』(上海古籍出版社、一九八六年)による。

(7) 笹山晴生「続日本紀と古代の史書」(岩波新日本古典文学大系『続日本紀 一』、平成元年)に詳しい。

(8) 拙稿「堅固」「至極」の出自と性格」(鎌倉時代語研究第十八輯、平成七年八月)を参照。

- (9) 用例の検索は一度だけの調査による。検索に使用した本文は『日本書紀』注(2)文獻、『続日本紀』以下は『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)によった。
- (10) 用例の検索に使用した本文は『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)によった。
- (11) 鈴木氏は注(1)論文で、「皆悉」が一種固有の連文として和化漢文に定着するのは平安初期末葉、仁和年間であろうとされた。しかし、これよりやや早く、平安初期前半には「皆悉」主用となったと思われる。
- (12) 用例を引用した本文は、『大日本古記録・小右記』(岩波書店)、『玉葉』(名著刊行会)、『玉葉』(今川文雄校訂・忠文閣出版)によった。
- (13) 用例を引用した本文は、いずれも岩波日本思想大系『往生伝 法華験記』による。
- (14) 続群書類従(第八輯)所収の『叡山大師伝』では「三際中間。所修功德。獨不受己身。普廻施有識。悉皆令得無上菩提。」とある。
- (15) 『玉葉』文治六年正月十一日の条では、「所々鋪設裝束等、皆悉辨備之間」となっており、別記とは異なっている。この点は更に考究する必要がある。
- (16) 用例を引用した本文は、『兵範記』『吉記』を『増補史料大成』(臨川書店)、『園太曆』を続群書類従完成会刊の本文によった。
- (17) 用例を引用した本文は、『看聞御記』『滿濟准后日記』を『続群書類従』、『後法興院記』を『増補続史料大成』(臨川書店)、『康寛記』を『増補史料大成』(臨川書店)、『建内記』『二水記』を『大日本古記録』所収本文によった。
- (18) 『曾我物語』引用の本文は、岩波日本古典文学大系本を用いた。
- (19) 古辞書の中では、「次第(シダイ)」は『色葉字類抄』『文明本節用集』等に記載され、「一圓(イチエン)」は『伊京集』『明応本節用集』等に記載される。
- (付記) 本稿は、平成八年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会(平成八年八月十二日、於比治山大学)における口頭発表をもとにまとめられたものである。席上、またその他の機会に、小林芳規先生・沼本克明氏・鈴木恵氏・佐々木勇氏に有益な御意見を賜った。ここに記して厚くお礼申し上げる。